

秋田県広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県の新たな財源を確保し、県民との協働の推進と地域の活性化に寄与するため、県有資産等を活用して行う広告事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告事業

民間企業等の広告媒体として県有資産等を活用することにより、広告料等の収入を得る事業又は事務事業経費の縮減を図る事業であって、次に掲げるものをいう。

イ 広告の掲載及び掲出又は広告物の掲出及び設置

ロ 事業協賛（式典、催事等を開催する場合において、当該式典、催事等に協賛する民間企業等の名称を冠し、又は当該民間企業等の広告を掲出することをいう。以下同じ。）

ハ ネーミングライツ（命名権）の売却

ニ その他実施部局長等が必要と認める事業

(2) 県有資産等

県が保有し、又は保有することとなっている物件その他の資産（借用物を含む。）及び県が行い、又は行うこととなっている事務事業（経費を負担するものを含む。）をいう。

(3) 広告媒体

次に掲げる県有資産等であって、広告事業に活用するものをいう。

イ 印刷物

ロ ウェブページ

ハ 土地、建物、車両、工作物等の物件

ニ 式典、催事等

ホ その他実施部局長等が必要と認める県有資産等

(4) 実施部局長等

県有資産等の管理、保管、取得、実施等を所管する知事の部局若しくは課等の長又は地方機関の長及び教育委員会の教育長若しくは課室長又は地方機関の長若しくは教育機関の長及び警察本部の本部長又は警察署長であって、当該資産等に係る広告事業を所管するものをいう。

(県有資産等の有効活用)

第3条 実施部局長等は、その所管する県有資産等を県の新たな財源を確保し、県

民との協働の推進及び地域の活性化に寄与するため、有効に活用するよう努めるものとする。

(県有資産等の適正な使用)

第4条 広告媒体を活用する広告主は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、秋田県行政財産使用料徴収条例（昭和39年秋田県条例第34号）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）、秋田県屋外広告物条例（昭和49年秋田県条例第20号）その他関係法令等の定めるところに従い、県有資産等を適正に使用しなければならない。

(広告事業の規制業種)

第5条 次に定める業種の広告事業は行わないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業のうち専ら消費者金融及び事業者金融に関するもの
- (3) 公営競技その他のギャンブルに係るもの（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により都道府県等が発売する宝くじに関するものを除く。）
- (4) その他県の広告主として不適切と認められるもの

(広告事業の規制事業者)

第6条 次に定める事業を営む者の広告事業は行わないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続中の者（秋田県広告事業審査会において特に認めた者を除く。）
- (3) 県の指名停止措置又は資格停止措置を受けている者
- (4) 法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている者
- (5) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している者
- (6) その他県の広告主として不適切と認められる者

(広告事業の該当基準)

第7条 次に定める広告事業は行わないものとする。

- (1) 法令等に違反する恐れのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 思想又は信条に関係あるもの
- (4) 社会問題についての主義又は主張があるもの

- (5) 誇大又は虚偽の恐れのあるもの
- (6) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (7) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (8) 氏名又は意見を広告しようとするもの
- (9) その他広告事業をすることが適当でないと県が認めるもの

(募集方法等)

第8条 第2条第1号ハに掲げる広告事業を除く広告事業の募集に当たっては、次に掲げる事項を当該広告事業ごとに定めるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 募集方法
- (4) 選定方法
- (5) 予定価格
- (6) 契約条項
- (7) その他実施部局長等が必要と認める事項

2 第2条第1号ハに掲げる広告事業の募集に当たっては、以下の項目を明示するものとする。

- (1) 命名権を募集する対象施設、所在地、利用状況
- (2) 募集期間（1か月程度を標準とする。）
- (3) 命名権の内容
- (4) 命名権使用期間
- (5) 命名権料及び契約期間の条件
- (6) 命名及び名称表示に係る費用負担
- (7) 応募資格
- (8) 応募時の提出書類等申込方法
- (9) 選定方法及び選考基準
- (10) スケジュール
- (11) その他実施部局長等が必要と認める事項

(広告事業審査会)

第9条 第2条第1号ハに掲げる広告事業の募集及び決定について審査するため、秋田県広告事業審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会は、次に掲げる内容について審査する。

- (1) 施設命名権の売却の募集に係る応募者（以下「応募者」という。）の適格性、提示条件の審査基準に関すること
- (2) 施設命名権の売却に係る優先交渉者（応募者のうち、施設命名権者としての適格があり、かつ、最も有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して県が契約に係る交渉をする者をいう。）を選定すること
- (3) その他施設命名権者の選定に関して必要な事項に関すること

3 審査会は、前項の規定による審査をするほか、広告事業の実施に関し疑義が生

じ、当該疑義に対する審査について実施部局長等からの求めがあるとき、これを審査する。

(組織)

第10条 審査会の構成員は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める職にある者をもって充てるものとする。

- (1) 会長 総務部長
 - (2) 副会長 総務部次長
 - (3) 委員 企画振興部次長、観光文化スポーツ部次長、生活環境部次長、建設部次長、出納局次長及び教育次長
- 2 前項に定めるもののほか、会長は、審査に関し必要と認めるときは、その指名する者を臨時委員として構成員に加えることができる。
- 3 会長は、審査会に関する事務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、その職務を代理する。
- 5 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(会議)

第11条 審査会は、次により開催するものとする。

- (1) 審査会は、会長が招集し、その議長となる。
- (2) 審査会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- (3) 審査会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (4) 会長は、実施部局長等を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- (5) 会長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者又は有識者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(広告料の徴収)

第12条 広告主から徴収する広告料の基準となる額は、類似の取引事例を勘案の上、実施部局長等が事前に定めるものとする。

(広告事業の中止又は契約の解除)

第13条 実施部局長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告事業の期間中であっても、広告事業の中止又は契約の解除をするものとする。

- (1) 広告事業が第5条から第7条までの規定のいずれかに違反することが判明したとき
- (2) 広告主が県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき
- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告事業を実施する必要がなくなったとき
- (5) 広告主が書面により、広告事業の取下げを申し出たとき

(6) その他広告事業を継続することが適当でない認められるとき

- 2 実施部局長等は、前項の規定により広告事業の中止又は契約の解除をする場合は、あらかじめ審査会に諮るものとする。この場合において、実施部局長等は、あらかじめ広告主に弁明の機会の付与を行うほか、関係者又は有識者の意見を聴取するものとする。
- 3 第1項の規定により広告事業の中止又は契約の解除をした場合において、広告主の責めに帰すべき事由により県に生じた費用については、広告主の負担とする。

(広告料の不還付)

第14条 既に納付した広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により広告事業を中止し、又は契約を解除したときは、この限りでない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

- 第16条 広告事業に係る財務に関する事項は、財務規則その他関係規程の定めるところによる。
- 2 実施部局長等は、広告代理店を通じて広告事業を希望する者の募集等を行うことができる。
 - 3 本要綱に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は、実施部局長等が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月14日から施行する。